

海外展開を加速させる FTA/EPAの戦略的活用法

今年5月、TKC全国会海外展開支援研究会と中小企業整備機構のコラボ企画で「中堅・中小企業のTPP・FTA/EPA活用セミナー」が開催された。東京と大阪の二つの会場それぞれに多くの受講者を集めた同セミナーの講演内容をもとに、FTA/EPAの戦略的活用について解説する。

関税が削減されることで、相手国でのビジネスがしやすくなるというメリットが得られるFTA（自由貿易協定）やEPA（経済連携協定）。いずれも貿易に関する各種制約条件を取り除くことに合意した協定だ。関税の撤廃・削減を定めるFTAと、関税だけでなく知的財産の保護や投資のルールなども含むEPAはもともと違う概念だったが、近時のFTAは関税以外のことも及んでいるため、今やその二つはほぼ同義となっている。

実は、FTA/EPAをうまく活用すると、場合によっては売価の10%以上のコスト削減が可能になるといえる。輸入者が負担する関税がゼロまたは減免されることで、製品を輸出する日本企業の価格競争力が増すわけだ。

現在、日本と2国間の協定を有効しているのは、シンガポール、マレーシア、タイ、インドネシア、ブルネイ、フィリピン、ベトナム、インド、豪州、メキシコ、チリ、スイス、ペルー、モンゴル。それと多国籍間の協定をASEANと結んでいる。

「日本よりむしろ外国のFTA/EPAへの取り組みのほうが積極的といえます。海外展開を図るなら、もつとFTA/EPAに目を向けるべきでしょう」

今年5月に開催されたTKC全国会主催の「中堅・中小企業のTPP・FTA/EPA活用セミナー」で、物流コンサルタントの嶋正和氏（ロジスティック代表取締役）はこう訴えた。

たとえば日本、中国、韓国のメーカーが同じような製品を作っている場合、人件費などが高いぶん日本企業の製品コストは他の国に比べてどうしても高くなる。ところが日本企業だけが先駆けてFTA/EPAを使って関税をゼロにすることができれば、その差を縮めることができる。しかしそれは逆に、日本企業だけが使わずに中国と韓国の企業が関税をゼロにしたとしたら、もはや勝負にならないだろう。

実はいま、そうしたことが現実されたといえます。いまやその企業はFTA活用のヘビーユーザーになっています」（麻野氏）

「メガFTA」時代の到来

「2018年以降、これらメガFTAが次々に発効されていく可能性がります。日本を取り巻くFTAネットワークは今よりずっと大きくはならず」（麻野氏）

現在のFTAカバー率（FTA締結国との貿易額の合計÷貿易総額×100%）は約22%だが、いざ70%以上になると考えられる。メガFTA時代の到来に向けて、中小企業も今のうちから準備を整えておいたほうがよいのは確かだろう。

「原産地規制」というルール

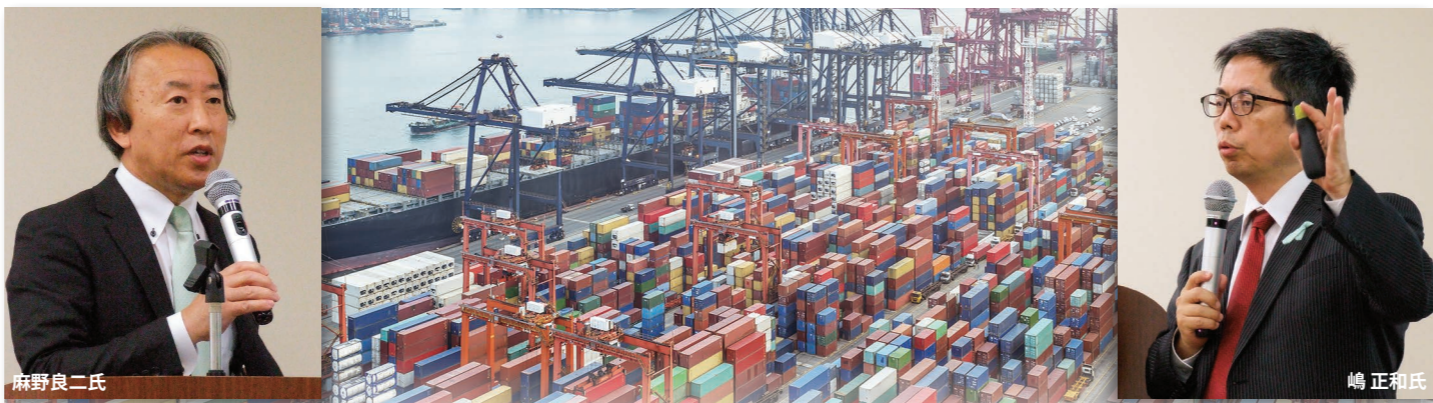
原産地証明とは、貿易取引される物品の原産地（モノの国籍）を証明し、FTA/EPAの締約

ちなみにTPPでは、原産地規制のルールのなかで「完全累積制度」が適用される。たとえば原産地規制が「付加価値45%」である場合、冷蔵庫の基幹部品を作る日本メーカーの付加価値30%と、その基幹部品を用いて冷蔵庫を組み立てるTPP締結国Aの付加価値20%を累積することで付加価値50%となり、付加価値45%をクリアした原産品として認められるのだ。

ただ、TPPにおいては原産地証明をあくまで「自己申告」で済ませる必要がある。これまでのように日本商工会議所の第三者証明（原産地証明書の発給）をあてにするわけにはいかないのだ。

嶋氏はいう。

「原産地証明の間違いが相手国に指摘されればコンプライアンス上、大きな問題になります。こうした点も踏まえて、経営者は一人の担当者とその業務を丸投げするようなことはせずに、複数名の体制で原産地証明を正式な業務として行える環境を整えてあげてほしい」



麻野良二氏

嶋正和氏

国・地域間における原産品の貿易取引であると認めてもらうためのものだ。この原産地証明をきちんとしていなければ、関税削減というデイスカウント・クーポンを手に入れることはできない。

同じく「中堅・中小企業のTPP・FTA/EPA活用セミナー」で講演したアルFTA研究所・代表取締役の麻野良二氏によると、「国内の会社から購入したから日本産」とか、「日本食や日本酒は紛れもなく日本産」といった理屈はFTA/EPAにおいては通用しないという。では、どうすれば「日本産」と認めてもらえるのかというと、麻野氏はその要件として以下の3点を挙げる。

- ①日本で最終加工が行われ、（部品や原料が外国産であっても）できあがった製品・商品に日本で一定以上の「付加価値」が与えられたこと
- ②与えられた日本での付加価値の大きさが、FTA/EPAで定められた「物差し」で測って、その基準を満たしていること
- ③以上の事実を客観的な根拠資料で裏付け、その資料を必要な期間、保管しておくこと

こうしたルールを詳細に規定したのが、「原産地規制」である。これに沿って原産地証明をしなければならぬのは、輸出者や生産者のほう。つまり、日本企業が製品を海外に輸出する場合、原産地証明の義務を負うのは、あくまで日本企業の側なのだ。

「ある日本のメーカーは原産地証明が面倒だからと、FTAに消極的でした。しかし、関税を支払わずに済むという一番わかりやすいメリットが得られる輸出先の企業からたび重なる要請を受けて、FTAを活用するようになりまし

た。すると、価格競争力が強化され、従来よりも取引の安定化がな

麻野良二 株式会社アルFTA研究所代表取締役 中小企業診断士
関西学院大学および関西大学大学院非常勤講師を務めるかたわら、EPA・FTAの講演、企業相談の実績多数、業界別EPA・FTA研究会にも数多く参画。

嶋正和 株式会社ロジスティック代表取締役
東京大学工学部卒業、欧州経営大学院(INSEAD)MBA取得。ポストン・コンサルティング・グループ、フットワークエクスプレス、ローランド・ベルガーを経て2000年に株式会社ロジスティックを設立。



平成28年5月27日にTKC全国会・飯田橋スタジオで開催された「中堅・中小企業のTPP・FTA/EPA活用セミナー」の様子